

平成26年度 亀山市事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』

内部点検結果と今後の考え方について

亀山市

◀ 目 次 ▶

No.	事業名	担当部署		判定結果番号	評価（人数）				外部点検対象事業	ページ
					① 不要	② 民間 活用、 活力の 協働	③ 要 改善	④ 現 行 通 り ・ 拡 充		
①	1 青少年総合支援センター運営事業	教育委員会	生涯学習室	③		2	3		○	1
	2 生涯学習フェスティバル開催事業	教育委員会	生涯学習室	③	1	1	3			2
	3 廃棄物収集事業	環境産業部	廃棄物対策室	③		1	4			3
	4 高齢者・障がい者(児)タクシー料金助成事業	健康福祉部	高齢障がい支援室	③	1		4		○	4
	5 給付事業（在宅高齢者介護支援事業）	健康福祉部	高齢障がい支援室	③	1	1	2	1		5
	6 待機児童館管理運営事業	健康福祉部子ども総合センター	子ども家庭室	③			5			6
②	1 田園景観推進事業	環境産業部	農政室	③	1		4			7
	2 有害鳥獣対策事業	環境産業部	農政室	③			5			8
	3 害虫駆除対策事業	市民文化部	地域づくり支援室	③	2		3		○	9
	4 自治会支援事業	市民文化部	地域づくり支援室	③			3	2		10
	5 団体支援事業（観光振興事業）	市民文化部関支所	観光振興室	③			5			11
	6 関宿・周辺地域にぎわいづくり推進事業	市民文化部関支所	観光振興室	③	2		3		○	12
③	1 少人数教育推進事業	教育委員会	学校教育室	③			4	1		13
	2 図書館子ども読書活動推進事業	教育委員会	生涯学習室図書館	③		1	3	1		14
	3 総合型地域スポーツクラブ育成事業	市民文化部文化振興局	文化スポーツ室	③			5			15
	4 福利厚生事業	企画総務部	人事情報室	③			3	2		16
	5 広報紙発行事業	企画総務部	広報秘書室	③			5			17
	6 ホームページ情報発信事業	企画総務部	広報秘書室	④			1	4		18

《シートの見方》

判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細	班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)			◆…………。 ◆…………。 ◆…………。	◆…………。 ◆…………。 ◆…………。 【見直し時期】 平成27年度 … 見直し 平成28年度 … 実施	○
②民間活力の活用、協働	1	◆…………。 ◆…………。 ◆…………。		◆…………。 【改善による効果】 ◆…………。	
③要改善	4	◆…………。 ◆…………。 ◆…………。	内部点検評価者の判定理由や提言などを記載しています。	コーディネーターが班の統一意見としてまとめています。	意見に基づき、市としての今後の考え方を記載しています。
④現行通り・拡充					

判定結果とその内訳

平成27年度実施予定の外部点検の対象 ※「一」は対象外

【見直し時期】
平成27年度 … 見直し
平成28年度 … 実施

【改善による効果】
◆…………。

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	①-1	事業名	青少年総合支援センター運営事業	所管室	教育委員会生涯学習室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働	2	<p>◆パトロールや支援センターは必要なものであると思うので、経験のある補導員が指導的な役割をもっと担えるよう研修等を積んで欲しい。その上で、既存の非行防止部会や愛の運動・地域の自主防犯組織を活用したパトロールを行うようにすれば、市のセンター独自のパトロールは縮小していくこともできると思う。</p> <p>◆自主防犯パトロールを行っている地域があるなら、そういう手法をアピールしていき、地域や団体に任せていく様にシフトしてはどうか。そうする事により地域の防犯力の向上にも繋がるのではないかな。</p> <p>◆必要性の根拠を数字等で示してもらえず、明確な答えも出なかった。今後も事業を継続していくなら、「愛の声かけ」を行なった場所や時間帯を検証して、見回りの時間帯や台数を精査する必要がある。</p>		<p>◆パトロールについては、愛の運動、地域の自主防犯組織等を活用した地域主導でのパトロールに順次移行し、市が2班体制で巡回するという現在の体制は見直すべきである。</p> <p>◆補導業務に対応した市のパトロールとしては、夜間、休日を中心に、ショッピングセンターなど特定地区を対象にすべきである。</p> <p>◆パトロール業務の賃金も高く、見直すべきである。</p>	<p>◆補導業務を各地域の関係団体へ移行するには、相当な時間を要する。</p> <p>◆本年度から、パトロールに関し、声かけを行った場所、時間、人数等の内容を数値化している。加えて、各地域関係者とは青少年に関わる情報交換を行い、そのデータの蓄積を始めている。</p> <p>◆パトロールについては、さらに効果を明確にする必要性を認識しており、パトロールや地域で収集したデータをもとに今後の方向性について位置づける。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度 … 見直し (データ蓄積開始は平成26年度から) 平成28年度 … 実施</p> <p>【改善による効果】 ◆地域との連携による基礎的データの蓄積を基に地域関係者と協議を行い、地域の実情に即した支援センターの体制や方向性について位置づけが可能となる。</p>	○
③要改善	3	<p>◆平成23年度の事業仕分けの統一意見である「補導員の賃金、補導委員の謝金額について、他都市の事例を参考に見直すべきである」というコメントが整理されていない。今後、具体的に整理する必要がある。(現在の補導員の経歴はバラバラであり、通常の事務職員と比較して、経験に応じて賃金単価を1,100円に設定しているという根拠に客観性がない。仮に、賃金を現状の金額で据え置く場合は、その理由を明確にする必要がある。)</p> <p>◆事業の目的や効果を考えると、日曜日の補導業務の実施や2班スケジュール(15時～21時の巡回実施)の重視など、実施手法として検討すべき部分がある。</p> <p>◆青少年総合支援センターでは、補導業務と自立支援業務の両方を行っているが、個別に事業化されており、事業として統合した方が市民に分かりやすいと考える。</p> <p>◆事業自体は必要であると思うが、補導業務について、パトロールの内容、時間、コースなど効果的なものにするため、その効果を常に検証し、最少の経費で最大の効果が得られるよう見直していく。</p> <p>◆青色回転灯を搭載したパトロール車での巡回について、費用に対する事業効果が薄いため、まずは車両の台数を2台から1台に減らし、費用の大部分を占める補導員賃金の総額を1/2か1/3程度におさえることにより、パトロールする曜日や時間帯などが精査される。</p>				
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	①-2	事業名	生涯学習フェスティバル開催事業	所管室	教育委員会生涯学習室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)	1	<p>◆平成26年度の生涯学習フェスティバルは、担当室が考える事業改善の一つとして「パパママフェスタ」を開催するという説明があったが、唐突にこのイベントが出てきたように感じられる。一旦、生涯学習フェスティバル開催事業としては、廃止(終結)し、これまでの課題や今後の方向性を整理すべきである。その上で、もう一度、「家庭教育力の向上」に重点を置いたプログラムを構築するべきであり、それには一定の検討時間が必要と考える。</p>		<p>◆担当者がいろいろ考えながら改革に取り組んでいること、市民文化祭への移行が円滑に進めたことを高く評価する。今後については、本費用での予算要求はなしとして、今後のあり方を検討してほしい。</p>	<p>◆決まった日時で、一同に作品を展示したり、舞台発表を行う生涯学習の発表の方式は平成26年度で終了し、今後は生涯学習に関して記念すべき年や特記すべき関連行事などがある場合に、「パパママフェスタ」のようにテーマ性を持たせて開催する方向で検討する。</p> <p>◆公民館講座の受講生の発表については、講座の内容や市が進める施策等の内容に応じて、地区コミュニティや地域まちづくり協議会の文化祭などの場で行うようシフトしていく。</p>	—
②民間活力の活用、協働	1	<p>◆中央公民館などの受講生のための作品展示、舞台発表の場について地区コミュニティなどが受け皿となりうるため、作品展示、舞台発表の場としての生涯学習フェスティバルについては廃止し、今後別の目的で市として開催する必要性が生じたときにあらためて開催について検討する。</p>			<p>【見直し時期】 平成26年度 … 見直し 平成27年度 … 実施</p> <p>【改善による効果】 ◆テーマを絞って開催することで、ターゲットが明確となり、効果的に集客が可能となる。 ◆公民館講座の受講生の成果発表を地区コミュニティや地域まちづくり協議会を活用することで、今後、より一層地域に根ざした公民館事業の展開が可能になる。</p>	
③要改善	3	<p>◆H27年度以降の担当室の事業見直し案は評価できる。 ◆会場設営費についても、委託ではなく、出演者・出展者で対応できないか検討する。 ◆事業名称「生涯学習フェスティバル開催費」は名称を再考する。 ◆参加者から、出展料を出してもらうことは可能か。 ◆最初は①不要と考えたが、すでに担当者が事業内容の見直しを行っており、熱意と自信も感じたので、またその結果が見えた頃に点検すべきと考える。 ◆今まで生涯学習フェスティバルとして行ってきた内容については別事業となると思うし、生涯学習フェスティバル自体も全く別の性質を持つイベントになるので、名称は考える必要がある。 ◆市民文化祭や地区コミュニティの文化祭で発表の場をつくり規模縮小あるいは廃止してはどうか。(担当室も検討済みであり、市民文化祭にシフト済みである) ◆発表の場を無くす事が出来ないということから、場所代等の必要経費が発生するが、出展料を徴収することで経費削減を行なってはどうか。</p>				
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	①-3	事業名	廃棄物収集事業	所管室	環境産業部廃棄物対策室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働	1	<p>◆直営より民間委託の方がコスト高であっても、市の考えとして合特法の代替業務の為に民間委託を行なっているのであれば、完全民営化に向けていけばいいのでは。(市の考えでコスト高の民営化を採用しているのに、一部だけ直営で行なっているのは一貫性に欠けるのでは。)</p> <p>◆草刈支援や災害時のために直営を一部残すとの事であるが、請負契約に追記して完全委託してはどうか。そうすることにより保有している作業車を廃車していき、維持管理費と購入費を削減し、人件費の削減も検討してはどうか。</p> <p>◆他市でも行なっている有料化(ごみの処分費、ごみ袋)を検討する等、歳入と歳出や市民サービスとコストについて精査が必要ではないか。</p>		<p>◆担当室が推進しようとしている民間委託の拡充が主要な論点となったが、担当室が示すように、民間委託が直営より高額であるという点であれば、代替業務であるという理由だけでは、納税者の納得は得られない。他市の事例の精査、理由の明確化などが必要であり、委託業務の集約化、委託先の集約化、一般競争入札の導入などの対応により、民間委託が直営よりも低額となるような条件整備を進めた上で、民間委託の拡充を図ってほしい。</p> <p>◆ごみ処理量があまり減少していないという点も問題である。多くの市で導入されているごみの有料化の研究を進めて欲しい。</p> <p>◆審議会などを利用して、コスト削減とごみ処理量の低減について検討してほしい。</p>	<p>◆単年度のコスト比較のみでは、適切な判断が困難であることから、今後必要となる長期の収集経費のシミュレーションを行うとともに、直営収集に伴う人員や車両等の確保や「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)」による代替業務としての位置付けなども含め、総合的に比較検証を行い、平成28年度末までに直営収集と民間委託の考え方・方向性を決定していく。</p> <p>◆併せて、現状の収集体制・収集日数について、他自治体との比較検証を行ったうえで、今後の分別収集品目の拡大やごみ排出見込み量を踏まえた体制等の検討を進めていく。</p> <p>◆家庭ごみ収集の有料化については、更なるごみの減量・リサイクルを推進する一方で、他自治体の導入事例や有料化実施によるごみ処理経費への影響など、調査・研究を進める。</p> <p>【見直し時期】 ※ごみの有料化を除く 平成27年度 … 調査・検討 平成28年度 … 決定事項に基づき見直し 平成29年度 … 決定事項に基づき実施</p> <p>【改善による効果】 ◆長期の収集経費をシミュレーションすることで、直営収集と民間委託に必要な経費等を総合的に比較検証することができ、今後の収集業務の考え方・方向性を整理することができる。 ◆併せて、ごみ排出見込み量を踏まえた収集体制・収集日数を検討することにより、効率的な収集業務の見直しを進めることが可能となる。 ◆また、有料化検討に向けた調査・研究を進めることで、受益者負担の適正化の観点のみに留まらず、有料化実施による効果や影響などを整理できることが見込まれる。</p>	—
③要改善	4	<p>◆収集業務の委託と直営収集のそれぞれのメリットを整理し、今後の方向性を決定していく。</p> <p>◆直営と民間委託のコストを比較した場合、コストが高いにもかかわらず、民間委託を進めていくという説明であったことから、民間委託を進める理由を明確化されたい。市民目線で考えると、「なぜ、わざわざコストが高い民間委託を進めていくのか」という疑問が生じると考えられる。民間委託を進める市の基本的な考え方やコスト比較だけでは表わせない内容など、民間委託を進めていく理由を整理した上で、事業を進められたい。</p> <p>◆現状の収集体制(収集日数や収集品目など)が他市と比較して手厚いのかどうかという分析がなされていないため、今後、他市との比較を行い、現在行っている減量対策と併せて、例えば収集日を1日でも減らすことができるかなどを研究し、経費の削減を図られたい。</p> <p>◆単年度でのコスト比較だけではなく、長いスパンでのコスト比較や、金額には表しづらい部分(直営収集する場合、職員の高齢化や人員確保の困難さなど)を含めて総合的に検討する。</p> <p>◆明確な理由もなく、既にある事業内容、方向性を踏襲しているように感じた。合特法の代替業務として、直営よりコスト高となるにも関わらず委託を増やしていく方向であるとのことであるが、それが避けられないとしても、委託する業務量が増える分単価を下げる交渉をするなどして、委託料を少しでも下げる努力をしたり、ゴミ袋の有料化によるゴミの減量や受益者負担によって少しでも処理の手数料を負担してもらおうといった事業費を削減する工夫をして欲しい。</p> <p>◆毎年、増加している経費について、全ての職員が意識し、少しでも減らせるよう、他市町村の状況などを参考に、ゴミ袋の有料化なども視野に入れ検討する。</p>				
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	①-4	事業名	高齢者・障がい者(児)タクシー料金助成事業	所管室	健康福祉部高齢障がい支援室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)	1	<ul style="list-style-type: none"> ◆政策目的と手段(事業)が合っていないという意見が出たとおり、1万円のタクシー券の交付は事業としての効果が薄いと考えられることから、一部の事業(高齢者向けサービス)を廃止し、本事業は他市と同様に障がい者支援の制度として継続していく。 ◆高齢者向けサービスについては、補足資料で受け皿の可能性として記載いただいたとおり、地区コミュニティや地域まちづくり協議会において、地域のニーズに応じて車輛を運行し移動手段を確保するといった取り組みを研究されたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆事業費が大きい事業であるが、交付率、利用率とも低く、問題がある。総額では大きいものの、例えば、個人の高齢者では1万円/年とタクシー往復5回分程度であり、政策手段としては不適切である。 ◆高齢者に対するサービスは廃止し、公共交通の再編や地域での相互扶助を促進するような制度で対応すべきである。 ◆障がい者については、福祉移送サービスで対応できない障がい者に限って本助成を継続することを検討されたい。助成金額を手厚くすることも検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者への社会参加の支援策のひとつとして実施している事業であり、公共交通施策との連携をとることしてきた。 ◆平成27年度に当事業の見直しを行い、生活支援も含めた施策として、他の福祉施策との整合をとりながら事業の展開を検討していく。 <p>【見直し時期】</p> <p>平成27年度…見直し 平成28年度…実施</p> <p>【改善による効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平成27年度の見直しにより、タクシー料金の助成による社会参加支援策としてだけでなく、他の生活支援も可能となることから、高齢者のニーズに応じた支援ができるようになる。 	○
②民間活力の活用、協働						
③要改善	4	<ul style="list-style-type: none"> ◆申請者の区分別の利用状況を把握し、本当に必要な人に手厚く(そうでない人には薄く)することを検討する。 ◆現状では本当に必要な人とそうでない人を正確に把握しているとはいえないと思う。ばら撒きでは、いつか本当に必要な人にも配布できなくなるときが来る恐れがある。本当に必要な人に十分手厚く支援できるよう、対象者・助成額を見直して欲しい。 ◆利用率が低いので事業効果が薄いのではないか。 ◆決算額を精査し、以下のように検討してはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ①本当に必要としている人には金額を上げる。 ②必要としていない人は金額を下げるか廃止する。 ③高齢化に伴い年齢を上げるか検討する。 ④福祉移送車サービスと連携を図り削減策を検討する。 ◆助成対象は、高齢者と障がい者となっているので、それぞれ分けて交付率や利用率、使用目的(行き先)などを把握する必要がある。 ◆アンケート結果により使用目的(行き先)が医療機関への通院が多いという事は、本来の事業目的である、外出支援や社会参加の促進とずれているように感じる。 ◆75歳以上の高齢者に一律助成するのではなく、本当に必要な人に助成できるよう、助成対象者を絞って助成する。 ◆公共交通の整備とセットで検討していく。 ◆元気な高齢者の社会参加支援という面では、再編される地域交通を活用したり、地域の相互扶助を促進するような制度によって、もっと安価で効果をあげることができるのではないか。 				
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	①-5	事業名	給付事業(在宅高齢者介護支援事業)	所管室	健康福祉部高齢障がい支援室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)	1	<p>◆平成20年度、22年度の事業仕分けにより他室へ移管された敬老会開催事業補助金を財源とし、より身近な地域のコミュニティが、それぞれの地域で長寿をお祝いする。</p> <p>◆最高齢者分については、祝金は他市でもほとんど実施されていないので、廃止し、祝品のみにしてはどうか。</p>		<p>◆本事業は敬老事業補助金がメインであり、事業名称が不適切である。日常生活用具給付は利用者も少なく、廃止か他事業との統合を検討すべきである。</p> <p>◆節目でのお祝いよりも敬老会開催補助事業を通じて、地域で毎年お祝いする方式の方が地域の絆を強めるためにも効果的であり、88歳でのお祝いは廃止を検討すべきである。</p> <p>◆99歳については、国と相乗りし、100歳でのお祝いにすることが検討される。</p> <p>◆最高齢に対しては本人が使用できる祝品のみとし、祝金支給については県内他市の状況も鑑み、廃止することを検討してほしい。</p>	<p>◆事業名については、事業内容が敬老事業への補助ではなく、高齢者への記念品の贈呈が主な内容であるので給付事業としている。</p> <p>◆日常生活用具については、支給件数が少ないこともあり、その給付内容について平成27年度に見直しを行う。</p> <p>◆高齢者への記念品の贈呈については、その給付内容について、他市の状況を調査し、平成26年度に事業の一部の見直しを行った。また、敬老祝金については、祝金の支給からお祝いの品物を贈ることに変更することにより、事業の縮小を図った。しかし、記念品を受け取る高齢者は、市長からの長寿のお祝いとして大変喜ばれ、また、楽しみにもされていることから、引き続き他市の動向も見ながら、事業を継続していく。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度 … 見直し 平成28年度 … 実施</p> <p>【改善による効果】 ◆給付内容を見直すことで、在宅高齢者の介護支援に係る給付事業を適正化することができる。</p>	-
②民間活力の活用、協働	1	<p>◆地区コミュニティで毎年行っている敬老会事業の中で、地域の皆さんからお祝いしてもらう方が、ご本人にも喜んでいただけると考えることから、地域団体との協働により事業を進められたい。ただし、最高齢については、広報などの関係から市長から手渡すという従来の方法を残す。</p> <p>◆平成26年度から事業の実施手法の一部を見直したところ、市民からは賛否様々な意見が出されたことから、市で一律に現金または祝品の支給を決定するよりも、地域でどちらにするかを決めてもらった方が、より市民ニーズに応じた形でお祝いできると考えられる。</p>				
③要改善	2	<p>◆平均寿命の状況を踏まえ、対象者、金額の妥当性を検討し、今後も見直しを意識していく。</p> <p>◆「長寿を祝う」という目的から、節目だけを対象にするのではなく、薄く広く祝う(金額ではなく気持ち)という考えで、平成20年の事業仕分けにより他室へ移管された敬老会開催事業補助金の中に含めることを検討する。</p> <p>◆88歳、99歳という年齢に限って祝い品を配ることが本当に適正で敬老なのかという部分は明確にできていないと思う。</p> <p>◆各コミュニティで敬老会を行っており、祝品や祝金を贈る代わりに補助金を増額し、そちらをもっと充実して地域で高齢者みんなをお祝いした方が、地域でのつながりも強くなって良いと思う。</p>				
④現行通り・拡充	1	<p>◆平成20年の事業仕分けにより他室へ移管された敬老会開催事業補助金との統合や高齢化に伴う年齢の見直しが考えられ、要改善の要素が伺えるが、今後は、平均寿命に応じて年齢を検討していくとのことであった為、現行通り実施とする。</p>				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	①-6	事業名	待機児童館管理運営事業	所管室	健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	5	<p>◆待機児童がいる限りは必要なものだと思う。待機児童館としての終期を設定し、子ども・子育て支援新制度による地域型保育事業や認定こども園の普及により、5年間で待機児童を必ず解消して欲しい。</p> <p>◆担当室から説明があったとおり、待機児童館の運営委託費について、次年度の契約からは出来高払に変更するという手法の見直しを行うことにより、経費の削減を図りたい。</p> <p>◆運営委託料の積算方法・契約方法を見直し、経費節減に努める。</p> <p>◆待機児童館の入所者に対する一人あたり負担額が高く、公立が私立に対して突出していた。原因は委託契約の手法によるものであり、今後は委託契約の手法を出来高払いに変更して削減を行なう方向である。また、国の子ども・子育て支援新制度が導入される方向であり、それを見据えながら精査していくことであつたため、引き続き精査と検討をしていただき事業手法を見直していただきたい。</p> <p>◆子ども・子育て支援新制度へ早期に移行し、待機児童館による応急的な対応ではなく、恒久的な措置で対応する。</p> <p>◆待機児童館としては、子ども・子育て支援新制度による効果や社会的状況、国の動向などにより、終期を検討する。</p> <p>◆委託料については、これまでの実績などを勘案し、見直しする。</p> <p>◆医療センター職員を確保するためには、待機児童館での院内保育は有効であると考えられる。</p> <p>◆待機児童館としての役割を終えた後も、施設やノウハウがあるので医療センターの院内保育として整備・拡充し、病院の人材確保につなげてほしいと思う。また、院内保育で定員に余裕があれば市職員の子どもも預けられると、他の保育園の定員を確保できるので良いのではないかと。</p>		<p>◆子ども・子育て支援新制度による地域型保育事業や認定こども園の整備により、待機児童がほぼ解消することができるまで維持することが望ましい。しかしながら、あくまでも暫定措置であり、終期を設定すべきである。</p> <p>◆院内保育も重要であり、地域型保育事業などを利用しての継続を検討されたい。</p> <p>◆契約方式は、担当室の考え通り、出来高払いにすることで費用を大きく削減してほしい。</p>	<p>◆待機児童館の運営委託費については、平成27年度の契約を出来高払に変更し、経費の削減を図る予定である。</p> <p>◆今後の待機児童館の活用については、待機児童館・医療センターの院内保育所として活用すること以外に、平成27年4月からスタート予定の子ども・子育て支援新制度の目的の一つである保育の量的拡大・確保につながる新たな機能を加えることも検討しながら、子ども・子育て支援事業計画の5年間(平成31年度まで)に低年齢児童の保育施策として有効に活用していく。</p> <p>【見直し時期】 平成26年度…見直し 平成27年度…実施</p> <p>【改善による効果】 ◆待機児童館の運営経費を削減するとともに、待機児童の解消につなげることができる。</p>	—
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	②-1	事業名	田園景観推進事業	所管室	環境産業部農政室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)	1	<ul style="list-style-type: none"> ◆一度、ゼロベースに戻し、補助単価の見直しや目標設定値を再度明確にして進めていただきたい。 ◆まちの景観を守っていくためには、地域まちづくり協議会、地区コミュニティなど地域との連携も必要ではないか。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆事業目的が景観の維持、耕作放棄地の再利用、都市住民との交流と多岐にわたっており、それにあわせて補助対象範囲も幅広く、曖昧なものとなっているように感じられた。 ◆同様の目的を持つ類似事業との関連を整理したうえで本事業の目的を精査し、限られた財源のなかで目的にあった効果があがるように補助対象や補助内容を整理・見直す必要がある。特に、補助対象となる土地は個人のものであることから、補助単価や補助率は精査する余地が大きいと考える。 ◆また、事業の効果について市民にわかりやすく説明できるように工夫する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中山間地域において耕作放棄地が増加することは、田園及び農村景観を損なうことから補助対象は現状どおりとする。 ◆今後、事業取り組みを行っている営農組合や農協等に、作業内容や時間・単価等を聞き取り10アール当たりの事業費の算出を行い、市の「補助金の適正化に関する基準」に基づき補助単価の見直しを検討する。 <p>【見直し時期】</p> <p>平成27年度…見直し 平成28年度…実施</p> <p>【改善による効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆補助制度を見直すことにより、効果的な農村集落の景観向上や耕作放棄地の防止対策につながる。 	-
②民間活力の活用、協働						
③要改善	4	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人の土地であり、土地の管理者責任として、作業代は補助金の内容から除外すべきである(単価見直し)。 ◆景観事業としては有効と考えるが、中山間地域での景観事業は必要ではないと考える。補助対象範囲の見直しが必要である。 ◆補助率は、市の「補助金・負担金の適正化に関する基準」に基づき、1/2を限度としてはどうか。 ◆また、補助単価についても、種代のみにするなどの見直しをしてはどうか。 ◆議論を経て、当事業の目的は「耕作放棄地化を防ぐ」ことであり、景観形成や交流の場づくりはあくまで当事業の副産物であるという理解に至った。「耕作放棄地を増やさない(減らす?)」ことに目的を定めると、より事業がわかりやすくなるのではないか。景観形成や交流の場づくり等が目的や事業名に掲げられていることが、成果指標が定めづらく測定できていない要因の一つかもしれない。まずはこの事業で目指す目的を定める(絞る)ことで、何でその効果を測定するか、効果が出ていなければ現行の内容のままで良いのか、というように発展的な見直しが進むと思う。 ◆事業の効果を計るための指標を作成すべきである。 ◆特に、個人の土地については、市が補助しているにも関わらず、市民への還元が見られないため、少なくとも見学ができるよう位置情報などをPRしてはどうか。 ◆いずれにしても、事業費が年々増加していること、補助金であることを踏まえ、補助を受けている団体や個人が自立していけるよう事業目的と補助内容を精査してはどうか。(同一の団体や個人が長期間補助を受け続けるのではなく、数年間で自立し、新たな団体や個人に補助できるような内容にしてはどうか。) ◆財政が苦しい状況で、耕作に向いてない土地まで農地として維持する必要性はないのではないか。対象を一定以上の面積を有する優良な農地に限定するとともに、農業振興策の一環として、新規就農者、農業へ参入する企業への農地マッチングと組み合わせた事業を展開することで業務の圧縮を図るべきである。 				
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	②-2	事業名	有害鳥獣対策事業	所管室	環境産業部農政室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	5	<p>◆農業振興のためには、必要な補助であり、また、有効なものと考えられる。</p> <p>◆補助金の補助率、上限額については、「補助金・負担金の適正化に関する基準」に従い、見直しが必要と考える。</p> <p>◆「農業振興」という目的からすると、補助事業の対象判断には一定の面積要件が必要と考える。家庭菜園のような小規模な農地も防護柵を設けることで、周りの農地への被害防止の一助となるが、個々がバラバラに補助を申請しては効率的な補助金の活用ができないことから、面積要件を欠く小規模農地へは「2戸以上かつ2筆以上の連担した農林地」の要件を厳格に適用すべきである。</p> <p>◆個人の財産となる物品に対して補助率75%では受益者負担が低すぎるため、「補助金・負担金の適正化に関する基準」の1/2を限度に見直すべきである。</p> <p>◆補助対象についても、補助金の上限15万円に見合う面積以上にするなど、より困っている人に確実に交付できるよう対象を絞ってはどうか。</p> <p>◆補助対象者を増やす代わりに、1件あたりの補助率を下げる。また、面積要件によって補助率を変える等、再度、補助金について検討していただきたい。</p> <p>◆ニーズは高く、問題は深刻である状況が説明された。これに対し、現在の事業内容はあらゆる手立て(囲う・追い払う・駆除する)を講じているという状況で、その効果が出ているのかという点も、現場の実感はあるものの、数値として被害額をみたらよいのか、個体数をみたらよいのか定まっていない。また、被害は益々増大する中、この指標がないためにゴールが見えず、現在の対策事業費をどこまで拡大すればよいのか、もしくは拡大してよいのか、もはや不明と言わざるを得ない状況であると見受けられた。このように、根治の目処が立たず対処的に事業を続ける中で、まずは、現在の補助率と補助対象が根拠あるものか見直し、その基準の徹底する必要があると思う。</p>		<p>◆亀山市の農業振興のためには、必要かつ有効な事業であると考え。</p> <p>◆ただし、「獣害被害防止対策事業補助金(野生獣侵入防止柵設置費用補助金)」については、農業振興という目的や今後補助金の申請者が増加しそうであることを考慮すると、補助対象とする農地に一定の面積要件を設定し、集中的に取り組むことを検討する必要がある。まずは補助金交付要綱にある「2筆以上が連担した農林地に2戸以上で設置する」を厳格に運用することを検討する必要がある。</p> <p>◆設置した柵等は個人の財産となるため、補助率および上限額についても、「補助金・負担金の適正化に関する基準」を踏まえ、見直しを進めるべきである。補助対象とする農地の面積に応じて補助率を設定する方法も考えられる。</p>	<p>◆亀山市有害獣被害防止対策事業補助金の額を「補助金の適正化に関する基準」に基づき防護柵の設置に必要な資材購入に要する費用の2分の1を限度とする方向で見直しを検討する。</p> <p>◆交付要綱第5条第2号にある、ただし書きの適用により、単独申請となる場合については、限度額の引き下げを検討する。</p> <p>◆まとまった農地を共同で防護柵を設置することは有効なことであることであり、その設置を促進するため、2筆以上が連担した農林地に2戸以上で防護柵を設置する場合は、上限額の引き上げを行い、面積に応じた上限額を検討する。</p> <p>◆面積要件については、農業振興の観点から面積の大小に関わらず、優良な農地を確保する必要があること、面積要件の撤廃の要綱変更を平成23年3月に行ったところでもあることから、面積要件については現状とする。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度…見直し 平成28年度…実施</p> <p>【改善による効果】 ◆面積に応じた補助金の上限を設定することにより、まとまった農地での防護柵設置が促進され、獣害被害の防止につながる。</p>	—
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	②-3	事業名	害虫駆除対策事業	所管室	市民文化部地域づくり支援室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)	2	<p>◆担当室が、生活環境の保全・公衆衛生の向上という目的に有効でないと考えている事業を継続する理由はない。</p> <p>◆長期間実施してきた地域の結びつきを象徴する事業であり、まだ80の自治会が事業の継続を望んでいるとのことであるが、有効な事業でない以上、担当室は真摯にその旨を自治会に説明しなければならない。地域のために必要であれば、当該事業に代わる有効な事業を創出することも考慮する。</p> <p>◆担当室からの説明を受け、事業の目的である公衆衛生という観点で、この方法による対策で所期の目的を達成したと判断した。ただし、この事業を利用して消毒を実施している自治会の中には、廃止に反対の声があるということがわかり、なぜこの消毒を継続していきたいか、よく話を聴いてみる必要があると感じた。今回、自治会の生の声の一部を聴くことができ、そこには単に消毒以上の実施意義があるように感じられる。</p> <p>◆地域の現在のニーズは何か、そのニーズに市はどうか対応すべきか、地域はどうか解決していくのか。その解決手段の一つとして、自治会あがりの消毒作業を続けていこうという自治会もあるかもしれないし、別のアイデアがうまれる自治会もあると思う。</p> <p>◆環境部局から市民部局へこの事業が引き継がれた経緯も踏まえて、ニーズの把握からゼロベースで検討するのがよいと思う。</p>		<p>◆地域づくりという点からは、事業継続の意義は理解できる。しかし、生活環境の保全・公衆衛生の向上という事業目的から考えると、下水道の普及率が高まった今日、現行の事業内容のまま継続的に実施することは難しいと言わざるを得ない。</p> <p>◆事業内容および事業の存続について、自治会の声も聴きながら、抜本的に検討する必要がある。貸出機械を新規に購入する予定はないということなので、中期的には、当事業を廃止する方向に進めることになると思う。その際には、それぞれの自治会の声を十分取り入れ、どうしても必要であれば自治会が自主的に継続できるように配慮されるとなお良いのではないかと。</p> <p>◆事業の廃止に至るまでは、他市の状況などを参考にしながら、受益者負担について見直しを進めてほしい。</p>	<p>◆県内他市における同事業の見直し状況等を参考に、薬剤費や燃料費、運搬費の一部負担など、受益者負担の適正化の観点から改善の方向性を検討する。</p> <p>◆これまで自治会行事の一部として害虫駆除を実施してきた経緯を踏まえ、自治会の意見を十分に取り入れ、どうしても害虫駆除が必要な自治会に対しては、事業所等と同様の使用料の徴収や各コミュニティセンターに機械等の配置など、自主的に継続できるようなしくみを検討する。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度… 検討 平成28年度… 見直し 平成29年度… 実施</p> <p>【改善による効果】 ◆受益者負担の適正化が図れるとともに、自治会が自主的に害虫駆除を継続できるしくみができる。</p>	○
②民間活力の活用、協働						
③要改善	3	<p>◆地域づくりの観点から、一定の事業継続の意義は理解できるが、受益者負担の考え方、害虫駆除の効果などについては、再度見直し、将来的な事業廃止も含め、検討していただきたい。</p> <p>◆下水道が普及している中、薬剤の効果を検証し、事業の必要性を精査してはどうか。その際、他市がほとんど止めているのであれば、状況を参考にしてはどうか。</p> <p>◆機械の買い替え予定がなければ、近い将来、事業を実施できなくなることが目に見えている。また、実施する自治会も年々減少していることから、3～5年の中期計画で事業廃止の方向に持って行けば良いのではないかと。</p> <p>◆担当室と自治会との食い違いがあると思われる。今後、どのように継続等を含め進めて行くか検討していただきたい。</p>				
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	②-4	事業名	自治会支援事業	所管室	市民文化部地域づくり支援室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	3	<p>◆市民から見た際、非常に分かりづらい自治会、地区コミュニティ、地域まちづくり協議会を早急に整理してはどうか。</p> <p>◆私たちは、自治会があり守られている部分がある。全体として、自治会連合会と地区コミュニティ、地域まちづくり協議会の関係性も含めきちんとした組織を明確にしていきたい。</p> <p>◆現在、市の行政を運営していく上で、自治会の存在は不可欠であり、それを取りまとめる自治会連合会も不可欠な組織である。ただし、市も連合会も財政的に厳しい状況であるため、連合会任せにするのではなく、市が積極的に関わり、自治会が活動しやすい状況を作ることではできないのか。</p> <p>◆自治会連合(支部)と地区コミュニティ、また現在設立が進められている地域まちづくり協議会との役割分担が不明確で分かりにくい。任意団体ではあるが、多額の補助金を支出している以上、市がイニシアティブをとり、統合も含めた役割の整理・見直しを進め、その中で他の関連補助金も含めた各補助金の適正化を図るべきである。</p> <p>◆補助金額の見直しも検討していただきたい。</p> <p>◆自治会や地区コミュニティに対しては、これ以外にたくさんの補助金のメニューがある。これらについても、補助率や額がバラバラであるため、考え方を整理することはできないのか。</p>		<p>◆亀山市の地域づくりにおける自治会連合会および支部、地区コミュニティ、地域まちづくり協議会の役割分担が不明確で分かりにくい。おのおの今後の方向性と期待する役割を明らかにするとともに、それらを対象とした補助金のメニューおよび補助率・補助額を整理することが必要である。</p> <p>◆点検の対象となった「自治会支援事業」のうち特に「自治会連合会補助金」については、市役所が自治会連合会に今後どのような役割を期待するのかによっては、補助や支援の縮小ではなく、拡大を検討する必要も生じると考える。</p>	<p>◆自治会支援事業は、施設整備に対する原材料支給や自治会連合会補助金など自治会支援に要する経費である。特に「自治会連合会補助金」については、地域まちづくり協議会との関係も整理し、自治会連合会の支援のあり方、補助金の性質等を検討することで、自治会連合会の自主自立に向けた支援の質を高めていく。</p> <p>◆また現行の「自治会連合会補助金」は、事業補助であるので使途に制限がある。団体の自主自立を高めていくうえで、団体の財政的支援となる交付金化についても検討していく。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度… 検討 平成28年度… 見直し 平成29年度… 順次実施</p> <p>【改善による効果】 ◆地域予算制度の施行時期に合わせて、これまでの補助金から使途の自由度が高い交付金へと変えることで、自治会連合会の自主自立した活動につながる。</p>	—
④現行通り・拡充	2	<p>◆現行通りの実施で問題ないと思う。</p> <p>◆一般的に、今後行政が自治会へ期待するものが更に増えると予測できるが、当市は自治会への期待を高めているのか、期待を縮小する方向にあるのかを議論の中で確認すべきであった。自主財源の見込みがなくなるという自治会に、今後も同様の役割を期待し続けるのであれば、補助する目的は妥当であり、拡大や団体自立への支援も必要かと思う。市が自治会連合会に業務委託するという可能性もあるのか。その場合は事務局体制を強化することも必要かもしれない。いずれにしても自治会連合会に、今後どのような役割を期待し補助をしていくのか、方針を明確にする必要があるかと思う。また、議論の中心は、団体の構成や位置づけ役割がわかりにくいということがあったことも踏まえ、方針や団体の位置づけが分りやすく市民に示されるとよいと思う。</p>				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	②-5	事業名	団体支援事業(観光振興事業)	所管室	市民文化部関支所観光振興室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	5	<p>◆伝統を継承することは大切なことと考える。</p> <p>◆一般社団法人化など、平成22年度事業仕分けからの、進展は見受けられる。今後は、自主財源の確保をより求めることとし、できるだけ早く自立できる組織になるよう求めていく必要があると考える。</p> <p>◆事業単位での補助率が一定でなく、金額の根拠も不明であることから、整理が必要と考える。</p> <p>◆イベントの効果の指標となる数値などが無いことは、事業をチェックするうえで問題である。来場者にアンケートをとったり、観光関連施設の売上を調査するなど、観光事業としての有効性を確認する必要がある。</p> <p>◆観光協会などのイベント運営について、補助金の割合が高いため自主財源を少しでも確保できるよう取り組みを促すとともに、市民団体、市民ボランティアなどを広く取り入れることで市民主体のイベントとして補助金規模の縮小を目指すことも必要である。</p> <p>◆観光協会については、徐々に自主財源を増やしていけるよう計画を立て、補助金を削減していかなければ、いつまで経っても市が補助金を交付し続けることになるのではないかと。</p> <p>◆過去の経緯もあり、イベントの実施主体や市の関わり具合が異なっているが、合併から10年が経過することもあり、関わり方を見直したほうが良いのではないかと。(観光目的で実施するイベントであれば、原則、観光協会に依頼してはどうか。不可能であれば、廃止したら良いのではないかと。)</p> <p>◆上記2点のとおり進めるためには、イベント開催による地元への経済効果を計る必要があると考えられる。イベント開催により潤う店や業者があれば、協賛金をもらうことができるのではないかと。</p> <p>◆各イベントごとの補助金の額が違うので事業内容等を含め見直しが必要である。住民主体のイベントへ移行し、同時に自主財源の確保も促していくよう検討してほしい。また、将来的には観光協会への移行について、観光協会と協議することも検討していただきたい。</p> <p>◆イベントごとに補助率にばらつきがある、実際に事務局を市が肩代わりするイベントがあるという課題がある。今後、地域主体の亀山市の観光を形成する上で、コーディネート力をもって見直されるとよいと思った。このコーディネート力は、イベントごとに、ボランティア、地域、市民、観光客、主催者等をコーディネートすることや、イベントの重複をなくしたり、効率的に進められるようにイベント同士のコーディネートを行うという意味も含める。</p> <p>◆イベントごとに成り立ちや歴史や目的が違い、今はほぼそれぞれに存在しているようであるが、それぞれの個性を活かしながら、亀山市の観光イベント全体がコーディネートされたものであるように包括的に見直すことができればと思う。(例えば、花火は関係上げるので、納涼大会は花火はやめるなど) またこれが、持続可能な方法・規模で行われるように見直される必要があると思う。</p>		<p>◆観光協会については、平成22年度の事業仕分け結果からの進展がみられる。今後はより多くの自主財源の確保に努めるとともに、近い将来には、市と一緒に亀山市全体の観光をコーディネートできるようにも促して欲しい。</p> <p>◆過去からの経緯もあり、イベントの実施主体や市の関わり方、補助率が異なっている。各イベントの継続的な実施を可能にするためにも、イベントの内容と併せて見直しが必要である。また、実施主体については、将来的には観光協会へ移行していくことも観光協会と協議して欲しい。</p> <p>◆イベントの企画・実施にできるだけ多くの市民の協力を得ることが、「まちづくり観光」を活性化させることにつながると思う。観光協会及び実行委員会の工夫を期待したい。</p> <p>◆来場者にアンケートをとる、観光関連施設の売り上げを調査するなどにより、イベント開催による地元への経済効果をはじめとした観光振興事業の効果を確認する必要がある。</p>	<p>◆亀山市観光協会については、自主財源確保、コーディネート力強化に向けて、組織・体制の強化、職員のレベルアップが図られるよう促し、支援していく。</p> <p>◆各イベントについては、伝統文化の継承や市の魅力の対外的な発信、市民の娯楽の場の提供といった市の事業を代替・補完する事業であることから、ほとんどが100%補助で実施してきた。今後は市民主体の持続的なイベントとしていくことが望ましいが、実施団体は母体組織を持たないイベント開催のための実行委員会であるなど、自主財源に乏しいため、まずは団体の育成や事業を奨励する目的から、納涼大会と同様補助率4/5(予算の範囲内)で補助金を交付するような制度に変更する。</p> <p>◆見直しの時期としては、平成26年度中に補助率4/5(予算の範囲内)となるように関係団体と協議し、補助金交付基準等を改定し平成27年度から適用する。また、イベントの内容や規模の見直しについても併せて協議する。</p> <p>◆市が事務局を担っているイベントがあることについては、観光協会を中心に移行する団体を検討するが、相当の事務量、多数のスタッフ確保が必要であり、この支援方法についての検討を併せて行う。</p> <p>◆イベントの企画実施には、より市民参画が進むよう実行委員会を促す。</p> <p>◆イベントの効果の検証については、イベントごとの開催目的、目指す効果を明確にして、その目的、効果の達成成果が示せるような指標を検討し、結果の確認により平成27年度の実績報告に反映できるようにする。</p> <p>【見直し時期】 平成26年度…見直し 平成27年度…実施</p> <p>【改善による効果】 ◆補助率の統一、自主財源確保に向けた取り組みが進むことにより、団体育成、イベントの持続性確保が期待される。</p>	—
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	②-6	事業名	関宿・周辺地域にぎわいづくり推進事業	所管室	市民文化部関支所観光振興室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)	2	<p>◆本事業の主旨として、単年度で事業を実施するのではなく、将来的に各団体が自立して事業が展開できる方法を模索すべきである。</p> <p>◆全額補助の方法は、団体育成の面からも見直しをすべきである。</p> <p>◆制度設計をゼロベースから見直し、継続的に団体が自立して活動できるための育成・支援を検討すべきである。</p> <p>◆目的・意義・目指している方向性が不透明でわかりづらい。100%補助はありえないと思う。</p> <p>◆関宿祇園夏まつりや東海道関宿街道まつりに補助しているの、あえて別のイベントにまで補助する必要があるのか？ 一旦不要とし、検討してもらいたい。</p>		<p>◆関宿・周辺地域のにぎわいづくりに対する事業の必要性は理解できるが、この事業自体の目的や効果がわかりにくかった。単年度のにぎわいづくりことまらず、それに取り組む団体それぞれが継続的に自立して活動するための育成、支援策となるよう検討すべきである。</p> <p>◆他地域で活動する団体との公平性を確保するとともに、団体の主体的活動を支援し自立を促すという意味からも、「補助金・負担金の適正化に関する基準」を踏まえ、補助率の見直しを進める必要がある。</p> <p>◆基金の運用益で実施してきた事業とのことであるが、運用益が減少した場合に原資を取り崩してまで例年通りの事業を継続する必要があるかは疑問である。状況に応じて柔軟に事業の見直しを進めてほしい。</p>	<p>◆本補助金については、関宿・周辺地域のにぎわいづくりを進めるため、多様な団体による関宿ならではの活動を推進することを目的としており、これまで、山車の保存活動やまちかど博物館の増加などに有効に活用されてきたが、近年新たな事業での申請件数は減少してきているため、その原因を分析し、平成27年度中には団体の育成支援という観点からも、より効果的に関宿のにぎわいに繋がるような制度となるよう検討を行う。</p> <p>◆まずは、他地域との公平性確保、団体育成につなげるという面から「補助金の適正化に関する基準」に沿って平成27年度交付分からの補助率の見直し、ルールの明確化を行う。</p> <p>◆関宿にぎわいづくり推進連絡会議等で、関宿で活動している団体に、今一度関宿にぎわいづくり基本方針の内容や補助金制度について説明し、活用事業実施を呼びかける。</p> <p>◆本補助金については、合併特例債を基金として積み立てその運用益でソフト事業を実施するものであったが、償還分の原資については、取り崩しが可能となっていることから、ハード事業も含め、基金の活用そのものについても検討していく。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度…見直し 平成28年度…実施</p> <p>【改善による効果】 ◆補助制度についての再確認、再検討することにより、他地域との公平性の確保、ルールの明確化、関宿のにぎわいづくりに効果的に寄与する補助制度となる。</p>	○
②民間活力の活用、協働						
③要改善	3	<p>◆単に補助金を交付するだけでなく、にぎわいづくり対象事業が継続して行われるよう、申請当初から自己資金確保などの運営方法についてフォローしていく必要がある。</p> <p>◆にぎわいづくりに対する事業は必要だが、100%補助金では他の地域で自主財源で活動する団体との差が大きい。公平性を確保するとともに、団体の主体的活動を補助するという本来の補助金の意義からも、「補助金・負担金の適正化に関する基準」の1/2を限度に見直すべきである。</p> <p>◆同じ団体が、同じ内容を100%補助で続けているなど、事業に改善が見られない。そもそも基金の運用益で実施すべき事業であることから、運用益が減少した今年度のような場合に、原資を取り崩してまで、例年どおりの事業(イベント)をする必要があるのか疑問である。</p> <p>◆100%補助を受けると、補助が無くなった途端に事業(イベント)継続が不可能となることから、先々、補助が無くなった場合にも事業(イベント)を継続できるよう、中長期の計画が必要なのだと思う。</p>				
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	③-1	事業名	少人数教育推進事業	所管室	教育委員会学校教育室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	4	<p>◆市町村負担教職員制度は、構造改革特区の事業として進められ、設置者負担主義を原則として、平成23年度に市町村立学校教職員給与負担法が改正され、県費負担教職員制度から除外されたことにより、全国展開された。この際、構造改革特別区域推進本部評価委員会でも全国展開により発生する弊害は「無し」とされ、当初から懸念とされてきた市町村の費用負担は、都道府県と市町村間の問題であると切り捨てられ、交付税措置さえも行われていない。</p> <p>◆県費負担教職員制度は、市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については、義務的経費であり、かつ多額であるため、例外的に、市町村より広く財政力が安定している都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図ることが目的となっている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条では、県費負担教職員の定数は、児童・生徒の実態、学級編成に係る事情を総合的に勘案し、市町村の意見を十分尊重しなければならないこととなっていることから、市町村負担教職員制度の活用は最小限にとどめ、県費の負担とするよう強く求め、徐々に縮小すべきと考える。</p> <p>◆同じ問題を抱える市町の数も多いことから、県内市町が一体となって県へ要望するべきであると思う。できれば県予算により行われる事業と考えても良いと思う。</p> <p>◆現在の事業内容では、児童生徒に確かな学力を定着させることについて効果がみられないので、ふるさと先生による指導では不十分である(生活面での効果は計りがたく、また、少人数授業のアンケートは誘導的である。)</p> <p>◆児童生徒の確かな学力や主体性を培うことについて、確かな力量を持ったより専門的な人材を登用して指導に当たらせることに注力してはどうだろうか。ふるさと先生については、特に教員免許を持つ若手の人材である必要はなく、地域の事情に通じた知識人やOBであってもよいのではないか。</p> <p>◆本来である県事業において予算措置がない部分に、市単独で教員を配置する意義が明確でないとともに効果についても明確に検証されていない現状がある。</p> <p>◆課題に教室不足があげられているが、目的を達成するためであるなら、クラス編成に限らず他の方法も考えられる。費用対効果も検証し、最適な手法を検討する必要がある。</p> <p>◆「ふるさと先生」というネーミングについては、ふるさとの歴史や風土を教える先生と誤解を生むと思われるので、一考いただいた方が良いと思う。</p>		<p>◆事業の目的である「確かな学力」が身についたかどうかの判断が、生徒に対するアンケート結果や全国学力テストの結果からは、成果が得られているとはいえない。</p> <p>◆市として実施する以上、「ふるさと先生」のミッションを明確にするとともに、新たな成果指標の採用を検討するなど、「確かな学力を身につける」といった目的達成に向け、評価者が指摘した内容の様々な取り組みを検討し、実施していく必要がある。</p>	<p>◆亀山市学力向上推進計画に則り、習熟の程度に応じた少人数指導を推進し、学校教育支援体制の充実を図ることとした。教科を限定して少人数による指導を多く取り入れるため、フルタイム勤務だけでなく、英語と数学などの複数教科の非常勤講師を任用するなど、任用方法と運用方法の工夫改善を図る。</p> <p>◆成果指標についても、「習熟の度合いに応じた指導実施率」を加えるとともに、別途関連項目を設定したアンケート調査を継続することとする。</p> <p>◆ネーミングを少人数教育推進教員とし、教員免許取得後の年数制限も撤廃していく。</p> <p>【見直し時期】 平成26年度…見直し 平成27年度…実施</p> <p>【改善による効果】 ◆習熟の程度に応じた指導を多く取り入れることにより、一人ひとりに応じた指導と確かな学力の向上が期待できる。 ◆教員免許取得後の年数制限撤廃により、経験豊富な教員の任用が可能となる。</p>	—
④現行通り・拡充	1	<p>◆市単事業で講師を配置するという事は、配置数等、実施自治体の財政状況に左右されることもあり、学びの環境に自治体間の格差が生じることになる。そういう意味では、法定な裏付けがあるとしても本来は県が責任を負う事業と考える。</p> <p>◆これまでの県への要望にしても、過密学級解消に向けた県からの講師の加配が得られないのであれば、取り組み手法の変更も検討するべきである(例えば、県内各市町が同様の事業を展開している状況から、講師配置に係る市町の財源の一部に充当するための県負担金の創設等)。</p> <p>◆事業の目的である「確かな学力」が身についたかどうかの判断が、生徒に対するアンケート結果だけでは、客観的な判断ができない。全国学力テストの結果から判断して、事業開始以降、明らかな成果が得られているとはいえない。早急に新たな成果指標の採用を検討し、目的達成に向けた取り組みを拡充すべきである。</p> <p>◆このままの事業展開では、単に正規教職員の負担軽減のための「ふるさと先生」の導入と言わざるを得ない。</p>				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	③-2	事業名	図書館子ども読書活動推進事業	所管室	教育委員会生涯学習室図書館	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働	1	<p>◆市の図書館司書の派遣によって、子どもの読書活動の推進という事業の目的が達成されているのか疑問である。司書の派遣については、図書館情報システムのデータ入力業務が占めていた部分も大きいのではないかと。今後、学校図書館への司書設置については努力義務が課されることから、公立図書館と学校図書室の取り組みとを区分する必要がある。県内では5市が委託や、県からの派遣を実施しているようである、こうした受け皿について研究し、事業委託等することによって、より充実した事業内容と低コスト化を図れないか。</p>		<p>◆レファレンス機能の充実など図書館司書の役割についての方針を明確にする必要がある。その上で子どもの読書活動を推進するための施策を検討する。</p> <p>◆具体的な施策としては、市立図書館からの派遣司書と司書教諭等との中学校図書館での責任や役割を明確にし、派遣司書については、その専門知識を生かしてレファレンスサービスを高める業務を展開するなどがある。</p> <p>◆データ入力等の司書が担当しなくてもいいような事務作業は委託を検討する。</p> <p>◆子どもの読書活動の推進と「知的書評」の確認のために「ビブリオバトル」のような企画も効果的と考えられる。</p>	<p>◆現在、市立図書館から学校へ派遣している3人の司書のうち2人を教育委員会教育研究室に配属し、「専ら学校図書館の職務に従事する職員」いわゆる学校司書に位置づけ、1人を市立図書館専属とする。</p> <p>【見直し時期】 平成26年度…見直し 平成27年度…実施</p> <p>【改善による効果】 ◆学校図書館法の趣旨に合致するとともに、学校長の監督下でより専門知識を活かした業務を展開することができる。</p>	—
③要改善	3	<p>◆平成27年4月施行の学校図書館法では、12学級以上の学校には司書教諭が必須である。また、国会での附帯決議でそれ未満でも配置促進を図ることとされている。もしも、図書館司書でこの点に配慮しているつもりなら、学校図書館議員連盟等が出している「改正学校図書館法Q&A」では、校長の指揮監督下でない学校図書館受託者の派遣司書は法の位置づける「学校司書」に該当しないとされているので注意が必要である。本来、図書館司書の派遣は、司書教諭、学校図書館支援員、図書委員等との連携(交流)を行い学校図書館を支援するのが図書館法の制度の趣旨である。学校図書館司書も図書館司書もその配置への交付税措置はあるため、単なる費用の合理化であって図書館司書を学校図書館司書として活用するべきではない。(いるものはいる。)</p> <p>◆文部科学省のホームページに「図書館実践事例集」というページがあり、多くの地域連携事例が掲載され、その中に学校との連携事例もある。例えば、京都市中央図書館の取り組み事例として「知的書評合戦ビブリオバトル」というのがあり、ファシリテーターの派遣もしてくれるので、一度、試してみてもどうか。多くのアイデアを学校図書館に提供し、支援して欲しい。</p> <p>◆当事業の目的達成のための具体的な取り組みや成果が見えない。</p> <p>◆市立図書館からの派遣司書と司書教諭等との中学校図書館での責任や役割を明確にし、派遣司書については、その専門知識を生かしてレファレンスサービスを高める業務を展開すべきである。現状では、司書教諭や学校司書の負担軽減のための事業と受け取られてもしかたがない。</p> <p>◆全国学力テストの国語の結果も気になる。中学校図書館の読書環境を充実させたからといって、生徒の読書習慣が身につくわけではない。司書教諭を筆頭に中学校全体での取り組みはもちろんのこと、小学校図書館(図書館協力員事業)との連携や統合も視野に、小中学校で統一的な取り組みを進めるべきである。</p> <p>◆市立図書館の司書を学校図書館へ派遣する必要性と効果、目的が明確でないため、これらについて精査するとともに、他市町の取組等も参考にされ、司書のあり方についても整理する必要がある。</p>				
④現行通り・拡充	1	<p>◆子どもの頃の読書は、大切だと思う。子どもの頃に読書の習慣が身につけば、大人になっても読書の習慣が身につくという、市立図書館の利用率向上にもつながると思う。</p>				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	③-3	事業名	総合型地域スポーツクラブ育成事業	所管室	市民文化部文化振興局文化スポーツ室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	5	<p>◆補助することを目的とするのではなく、長期的にみて、事業の目的、方針及び必要性を明確にして、補助の終期を設定する必要もあると考える。</p> <p>◆伊賀市の平成25年度事務事業評価シートをみると、補助終了後極端に活動が低下、9クラブのうち2クラブが活動休止となっている。当市も補助期間満了(5年)の後の活動低下が心配であり、総合型地域スポーツクラブの補助金に頼ることのない支援が重要と考えられるため、次の点に配慮し、中長期的なプランを立て、次期スポーツ振興計画に位置づけるようにしたほうがよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域偏差の無い事業内容 ・民間事業者、健康増進事業との棲み分け ・地域のスポーツ推進委員の活用 ・みえ広域スポーツセンターの活用 <p>◆行政がこの事業を行う公益的目的が散漫(健康増進、スポーツ振興、地域づくり)であるため、公費を投入する必要性が明確に説明できない。事業における他の所管に属する要素を排除して、文化スポーツ室として行う事業目的・内容に特化すべきである。</p> <p>◆「スポーツ振興(じ助成金)」の受け皿としての事業展開の印象が拭えない。市民にどのようなスポーツ環境を提供したいのか市の方向性が見えない。スポーツクラブを設置することのみに捉われている気がする。</p> <p>◆市内のスポーツ振興や市民の健康増進を目的に掲げるのであれば、室や部を超えた市としての総合的なクラブ支援の形を構築すべきである。</p> <p>◆補助金終了後のクラブの運営を見据え、クラブの自立を促すような、また地域に根付かせるような仕掛けが必要である(例えば、定額の補助金交付ではなく、段階的に補助率を下げる。市民ニーズに応えた種目の導入等)。</p> <p>◆総合型地域スポーツクラブの活動を行政が支援する意義が明確でない。当事業においては、民間活力の活用等も十分考えられるため、他市等の事例も研究し、事業の在り方について整理をし、見直しを検討する必要がある。</p>		<p>◆事業の目的、方針及び必要性を明確にして、補助金支援期間(5年等)に自立運営の指導を行い、補助の終期を設定する必要がある。</p> <p>◆事業実施においては、指定管理者制度など民間活力の活用等が考えられる。他市等の事例も研究し、事業の在り方について整理し、運営方法の見直しを検討する。</p> <p>◆市の文化スポーツ室として行う事業目的・内容に特化すべきである。市民の健康増進を目的としたクラブ支援として位置づけるなら室や部を超えた総合的な事業として検討する必要がある。</p>	<p>◆亀山市スポーツ推進計画において総合型地域スポーツクラブの創設を位置づけ、民間の助成制度を活用し財政的な支援や助言指導に取り組んでいるもので、今後も引き続き取り組んでいく。</p> <p>◆財政的な支援の期間については、民間の助成制度活用のため、創設期間2年間と、育成期間は5年間としており、この財政的支援の期間終了後も自立運営ができるよう関係機関(学校、運動施設管理者等)と連携し、指導、助言を行っていく。</p> <p>◆実施種目等については、市内の民間事業者とも協議を行い、重複等しないよう取り組んでいる。</p> <p>◆民間活力の活用については、現在も運動施設指定管理者から講師派遣を受けている。クラブ関係者には、スポーツ団体の関係者も在籍しているため、運営や事業実施の連携がとれないか、平成27年度より検討を行う。</p> <p>◆総合型地域スポーツクラブが創設され、スポーツ活動の機会等環境が変化していくので、次期亀山市スポーツ推進計画策定時に、関係する教育や健康、福祉部門等とも連携を図り、総合型地域スポーツクラブの位置づけ、支援などについて検討を行う。</p> <p>【見直し時期】 平成27年度…見直し 平成28年度…実施</p> <p>【改善による効果】 ◆総合型地域スポーツクラブの自主自立した活動につながる。</p>	—
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	③-4	事業名	福利厚生事業	所管室	企画総務部人事情報室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	3	<p>◆互助会補助金について、参加率や利用率の悪い事業に対する補助率や補助金額の見直しを図るべき。場合によっては、事業の縮小を促すべき。</p> <p>◆過去に事業見直しの経緯はあるものの、予防接種の実施については、他市町の取組等も参考にされ、職種による感染リスクに応じた接種の検討が必要であり、職員互助会補助金については、現在の事業の内容(参加率等も含め)をさらに分析し、目的を効果的に達成できるよう事業内容・手法の見直しを検討する必要がある。</p> <p>◆環境センターの職員は、医療系廃棄物の直接的な取り扱いが行っていないため、感染リスクから考えると、まずは「破傷風」の予防接種を行わないといけない。ダイオキシン類の血液検査や抗体検査も行わず、「B型肝炎」予防接種だけを行っているのには疑問を感じる。人事部局としては、各セクション等において本来何が必要なのか把握した上で、福利厚生事業を構成すべきである。決して現場任せにはいけない。</p> <p>◆予防接種について、各職場毎の感染リスクの把握した上で、適切なワクチン接種を要する。(破傷風 等)</p> <p>◆産業医の健診を本庁で行うのは、周りの目が気になるなどの理由で職員が入りづらいと思う。日常の健康診断や常備薬等を含め、あえて確保しなくても、日常的に医療センターを活用すればよいのではないか。(わずかではあるが市費の内部留保も可能ではないか。)</p> <p>◆「心身の健康維持」を図ることが事業の目的となっている。身体の健康については健康診断等で未然に対処できるが、心の健康についての事業展開が薄いように感じる。メンタル不調の職員を未然に防止する取り組みを検討するのはもちろんのこと、人員配置等の工夫で対処して欲しい。</p>		<p>◆福利厚生事業は、労働安全衛生上必要な事業である。しかし、事業点検の視点からは、評価者が指摘した内容については、見直す必要がある。</p> <p>◆予防接種については、他市町の取組等も参考にし、職種による感染リスクに応じた接種の検討が必要である。医療センターの活用も考慮する必要がある。</p> <p>◆職員互助会補助金については、現在の事業の内容(参加率等も含め)、補助率、必要性などをさらに分析し、目的を効果的に達成できるよう事業内容・手法の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>◆現在、行われているボウリング大会については、例年参加者が20%程度であるため、平成27年度に補助金額を見直す。</p> <p>他の事業についても、補助内容が適切かどうかについて分析し、必要であれば補助金額を見直す。</p> <p>◆予防接種の実施について、破傷風は、感染のリスクが低いため予防接種の必要性は低いと医療センターで確認した。他市町の状況も確認し、他に必要な予防接種があれば実施の検討を行う。</p> <p>◆産業医の健康相談については、現在の産業医が非常に好評である。また、産業医の健康相談内容の半数は、メンタル相談であり、身体的な相談以外にも職員は活用している。周りの目が気になるといった意見は聞いていないが、相談場所はあまり人目につかないような場所を選択するよう心掛ける。</p> <p>◆医療センターの活用については、医療センターの医師が産業医としての役割を担うことが可能かどうか確認を行い、可能であれば医療センターの活用についても検討していく。</p> <p>◆メンタルヘルスへの対応については、職員向けに研修を行い、メンタルヘルスにならないような知識、手法を身に付けてもらっているところである。また、長期的にメンタルで休職となった職員については、復帰に向けて医師とも綿密に相談しながら、必要な時期にリハビリ勤務を実施している。人員配置については、管理職のヒアリングを行い、適正な配置を行っている。今後もメンタルヘルスに対応した有効な手法を検討する。</p> <p>【見直し時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員互助会補助金 平成26年度…見直し 平成27年度…実施 ・その他事業 平成27年度…検討・見直し 平成28年度…検討結果に基づき実施 <p>【改善による効果】</p> <p>◆職員互助会の補助金の適正が図れるとともに、職員の福利厚生の充実につながる。</p>	—
④現行通り・拡充	2	<p>◆余暇の選択肢や価値観の多様化から元気回復の方法が多様化しており、それらに対応した厚生制度を人事部門だけで提供することは難しいため、現状どおり職員互助会を補助する方式が望ましいが、補助対象が限定的で、また福利厚生事業を活用する職員が低率にとどまっているため、全体が利益を享受できる制度に変えていくべきである。</p> <p>◆予防接種については、各職場のリスクに応じたものを取り入れるようにしてほしい。</p> <p>◆健康診断については、予算から概算すると職員1人25,000円程度であり妥当であるが、今後はメンタルヘルスに係る事業の拡充が求められる。</p>				

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	③-5	事業名	広報紙発行事業	所管室	企画総務部広報秘書室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	5	<p>◆相模原市では、コールセンターに寄せられる市民の声を活用して、市民が要望している広報記事やホームページの発信に繋げる取り組みを行って効果をあげている。(顧客満足度を向上させるために、顧客との関係を構築することに力を置く経営手法であるCRM(Customer Relationship Management))このような手法までは、行わなくても、コンセプトは学べる。転入者のアンケート、計画へのアンケート、市長への手紙、キラリまちづくり、電話交換、市役所の受付業務等市民の声を拾う機会(チャンネル)はたくさんあるので、これらの声を広報記事に反映させていくような仕組みづくりを行うべきである。</p> <p>◆広報記事の立案を各セクション任せにしているため、広報担当部署として、何を広報して行きたいのか明確にし、その上で各セクションに協力を求める仕組みが必要と考える。各セクションから出された広報を添削だけしたりする行為は、作り手のストレスにしかならない。作り手が楽しいと思って作っていない記事を読者は楽しいと思うだろうか。また、広報担当者にはインシアティブがあれば、時間はもっと有効に活用できると思う。</p> <p>◆上記2点を踏まえたうえで、クオリティの高い広報づくりを行い、日本広報協会の全国広報コンクールの内閣総理大臣賞を狙ってほしい。</p> <p>◆定期的に多くの人を対象としたアンケート等を実施し、市民ニーズを把握することから始めることが大事だと思う。それにより、発行回数やカラー刷り等によるコスト削減もできるものとする。市民ニーズに応じた広報作りを行ってほしい。</p> <p>◆総コストにおいて人件費が多くを占めており、記事収集、原稿校正等に要する時間・労力が過大ではないか。</p> <p>◆中旬号の簡素化を一層推進して、初旬号の特集記事の充実を図ることで、広報の魅力の向上につながるのではないかと。最終的には、月1号発行が望ましい。月2号発行が情報の分散化ならば、情報の精査を行うことで市民に必要な情報だけを抽出すべきである。</p> <p>◆広報紙の閲読率の把握方法や市民が求める市政情報を集約する方法を検討し、提供内容の充実を図るべき。</p> <p>◆広報紙編集に係る担当職員の負担軽減のため、より一層の特集号(1日号)とお知らせ号(16日号)の差別化を図り、単純なお知らせの部分については、CATVの行政情報番組やHPを積極的に活用してはどうか。その上で市民の理解が得られるのであれば、場合によっては16日号の廃刊を検討し、この空いた時間を活用し、多様なニーズに対応した総合的な市政情報発信のあり方を見直す必要がある。</p> <p>◆広報は市民に情報を伝える大きなツールであるため、お知らせではなく戦略的な企画が必要である。</p> <p>◆市民ニーズの把握を行い、月2回の発行及び発行内容の見直しを行い、5万人都市(世代構成等も考慮)にあった、効果的(費用面含む)な発信を行う必要がある。</p>		<p>◆広報は広聴と有機的に関連して、行政の説明責任とそれに伴う市民満足度の向上が図り得ると考える。広聴→担当室検討→広報の流れから広報を見直す。担当室任せの広報内容を見直す。</p> <p>◆広聴手段として市民アンケートやコールセンターのような組織を作って市民意見を収集するなど効果的に市民ニーズを把握し、担当室任せではなく、広報担当がインシアティブをとり、担当室と協議して広報内容を検討する。</p> <p>◆その上で、必要な広報手段として、広報誌のレイアウト、色刷り、発行回数、CATVの活用等検討していくことにより、効果的な情報提供、現状の事務の効率化、発行費などの経費削減などの改善効果が期待できる。</p>	<p>◆平成27年度から、市民の広報掲載記事へのニーズを把握するため、電話交換で受けた問合せや市役所の窓口アンケート調査結果等により、掲載記事の検討していく。</p> <p>◆16日号については、現在の掲載内容から更に『お知らせ』に特化した内容で作成することにより、広報紙の簡素化(ページ数の削減)を図りつつ、簡易な『お知らせ』については、積極的にCATVの行政情報番組や文字情報、市ホームページへの掲載への移行を啓発していく。</p> <p>◆毎年実施している職員の研修については、講師による研修のほか広報に関する書籍(文書表記の仕方など)の貸し出しや、原稿作成のために他の先進的な広報紙を紹介するなど、職員の能力向上に繋げるよう手法の検討を進める。</p> <p>◆これらにより、広報紙の内容を精査し、ページ数等削減した上で、発行回数の検討を併せて行っていく。</p> <p>◆特集記事については、担当室からの掲載希望調査を踏まえ、どのようなテーマを戦略的に掲載していくか検討を行い、内容の充実を図っていく。</p> <p>【見直し時期】 平成26年度…見直し 平成27年度…実施</p> <p>【改善による効果】 ◆16日号を簡素化させ、その業務量を縮減することで、1日号の編集作業を計画的かつ迅速に行うようにし、より良い広報紙の発行に繋げていく。</p>	—
④現行通り・拡充						

事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』内部点検結果

【平成26年11月23日実施】

No.	③-6	事業名	ホームページ情報発信事業	所管室	企画総務部広報秘書室	
判定区分	判定結果	判定理由、提言等の詳細		班としての統一意見	今後の考え方	外部点検
①不要(市の事業として)						
②民間活力の活用、協働						
③要改善	1	<p>◆基本的に広報と同様に、ホームページのどの記事が一番見られているか、一番どこを見てほしいと考えてページ構成しているかが肝となる。市民のニーズをいち早く察知して、トップページを随時変更して欲しい。コンテンツが見にくかったり、市民ニーズへの対応の遅れは、致命的であると考えてほしい。また、各コンテンツ、フェイスブックの更新は、室長等の教育をしっかりと行って、各セクションに任せ、決裁等事務の合理化を図るべきである。(ホームページ一括管理下での運用は、各セクションの作り手にとってストレス以外の何ものでもない。)</p> <p>◆ケーブル加入率9割超という当市の利点を生かして、パソコン等だけでなく、ケーブルテレビのデータ放送を使ってホームページの内容を閲覧できるようにしてはどうか。(広報では、締切の関係上、タイムリーな記事を届けにくいので、ホームページの閲覧率の向上が望ましい。)</p>		<p>◆広報紙と同様に市民ニーズに応えるホームページのコンテンツにするとともに広報誌に対する補完的な機能を拡充して情報発信機能の充実を図る。</p> <p>◆その目的達成のためには、表示面ではトップページに市民に必要な情報(特に危機管理、医療関連など)のコンテンツが容易に検索できる画面にする。</p> <p>◆技術面では、CATVとの連携、フェイスブックの活用、動画配信、新CMS(コンテンツマネジメントシステム)の活用等を推進する。</p> <p>◆事務の効率化としては、ホームページ作成、更新等の権限を担当室長に権限委譲するなどを検討する。</p>	<p>◆平成27年1月11日リニューアルを行うホームページでは、ページ内に防災情報や応急診療情報などの明示や、「こんなときは」と題したカテゴリーを設け、「出産から死亡」するまでをアイコン形式で表示するとともに、観光やビジネス情報など、アクセス数が多いページについては、バナーを設置することで、それぞれの情報を検索しやすいサイト構築を行う。</p> <p>◆SNSとの連携を強化し、フェイスブックページをサイト内で表示したり、You tubeを活用した動画配信を行い、市ホームページを訪れた方が、市のさまざまな情報を閲覧できる仕組みを導入するなど、情報発信機能の強化を進めていく。</p> <p>◆併せて、平成27年度から市ホームページの情報とCATVのデータ放送(デジタル12chのみ)と連携し、閲覧できる仕組みについても、検討していく。</p> <p>◆最終更新については、事務の効率化も必要不可欠であることから、市議会サイトについては、リニューアルを迎える平成27年1月より、最終更新までの権利を移譲し、新しい運用形態を導入した。</p> <p>◆全体の管理方法の見直しについては、問題点や課題を検証しつつ、平成28年度から、その他のサイトやページの権限移譲の実施に向けた検討を進めていく。</p>	
④現行通り・拡充	4	<p>◆市政情報を発信する手段として、ホームページは欠かせないものになっている。</p> <p>◆バナー広告の拡大や他市とのサーバー共有など検討も重ねてもらっている。</p> <p>◆今年度、ホームページのリニューアルにより、より良いものへ変えるべく努力を行っていただいていると思う。</p> <p>◆見やすく、検索しやすい画面構成や更新システムについて、ホームページのリニューアルを機に改善される見込みである。</p> <p>◆現在改修中の新CMSへの期待は大きく、特に動画配信の部分については、行政情報番組や広報紙で掲載する内容を積極的に採用して欲しい。また、市民ニーズの把握に努め、使い勝手の良い魅力的なホームページの運用を図って欲しい。</p> <p>◆事業の必要性に対して総コストが過大であるとは思われない。ただし、HP更新作業の意思決定を紙媒体の合議によっているため、担当室長に専決権限と責任を付与して効率化を図ることで、数値化されないコストが削減できるのではないかと。</p> <p>◆市政の情報発信の手段をホームページに集約することで、全体的な経費削減の取り組みに期待する。</p> <p>◆現在のホームページのリニューアル作業において課題改善に向けた検討がなされており、更なる内容の充実が期待できる。市民の方がトップページで検索したい項目が一目でわかる等、わかりやすさと魅力あるホームページの作成に取り組んでいただきたい。</p> <p>◆研修費については、現在、研修を受けていない職員も使えるようになってきていることから、従来の外部講師依頼型の研修は一考の余地があると考えられる。</p>			<p>【見直し時期】 平成26年度…見直し ※管理方法は平成27年度に見直す 平成27年度…実施</p> <p>【改善による効果】 ◆市ホームページを訪れた方にとって、わかりやすく、情報を取得しやすい環境となる。 ◆運用方法を見直すことで、事務の効率化が図れる。</p>	